

第1回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月28日 午前9時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場
- 3 出席委員 11名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	10番	太田保義			
推進委員	2番	田中春男	推進委員	4番	興梶千恵美
推進委員	5番	畦池港	推進委員	8番	木村俊一
- 4 欠席委員 7名

農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	9番	坂本建吾			
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	3番	小笠秀哉
推進委員	6番	小貫峰重	推進委員	7番	渡邊巳鶴
- 5 議事内容
 - 議案第1号 農地法第3条の許可について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第3号 非農地証明の承認について

事務局長	ただ今から第1回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に5番と6番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第1号農地法第3条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第1号1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
畦池委員	渡人と受人はともに谷下方面に在住の方となります。申請地についても谷下地区にありまして、今回の受人の弟の自宅の横に位置しております。弟も農業をしており、今回、受人が土地を取得したあとは弟が耕作する予定となっております。 特に問題ないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	議案書の農機具は受人のものなのでしょうか。それとも弟のものなのでしょうか。
事務局	議案書は受人のものになります。
太田委員	弟はトラクターなどの農機具を所有しているのでしょうか。
事務局	調べておりません。
畦池委員	申請地は入り口が狭くトラクターが入らない場所です。弟は耕運機をもっているものでそれで耕作する予定です。
太田委員	耕運機だけで農業をするのでしょうか。
議長	弟は兼業農家のため、農業だけをしているわけではありません。
畦池委員	弟が耕作しなくなった場合でも受人が農業をしているため、申請地については引き続き耕作されます。
太田委員	承知しました。
議長	他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)

議長	では承認とします。続きまして議案第1号2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号の2番と3番については関連性があるため一括して審議をお願いします。 (議案第1号2番3番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
黒木委員	2番について、貸人は元々畜産をされていた方ですが、現在はしていません。使わなくなった農地を前から借人が借りて耕作しております。今回正式に申請があったものです。3番について、渡人が申請地をほとんど利用していない状況にある中で、申請地周辺に事業が入っている関係で各所有者に負担金が求められており、渡人としては利用していない農地に負担金は払えないとして、今回の受人が農地を買い受け耕作することになったようです。 特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
事務局	補足をいたします。2番と3番の案件の関連性ですが、元々3番の案件の相談が事務局にありまして、議案書にも記載されておりますが、受人の耕作面積が約2,400㎡となっており、今回の申請地を足しても3,000㎡に届いておりません。受人と話をする中で、すでに借りて耕作している土地があるということで、それが2番の申請地になるのですが、これを合わせることで3,000㎡以上になるということで今回申請した次第であります。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	面積要件は借りる土地でもよいのでしょうか。
事務局	以前配布した資料にどのように記載していたか覚えておりませんが、農地法上は所有地と貸借地の合計が3,000㎡を超えればよいとなっており、極端な話で言えば、耕作地0㎡の人が3,000㎡以上を一度に借りるというのであればそれも大丈夫だということになります。
議長	他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第2号農用地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第2号について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
興梠委員	渡人は陣地区に住んでおり夫が農業をしておりましたが、平成25年に夫が亡くなった際に農業をやめており、その後熊本県に転出しております。受人には同じ陣地区でミニトマトや育苗等をしており、近所でもあるということで申請地を買い受け規模を拡大することになりました。 特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
畦池委員	議案書に譲渡とありますがどういうことでしょうか
事務局	土地のやり取りにお金が発生していないということです。お金が発生した場合は売買ということになります。
畦池委員	登記上はどうなるのでしょうか。
事務局	手続き上はどちらでも問題ありません。
議長	他に意見はないでしょうか。
飯干(浩)委員	渡人の労力が2人となっておりますが、今回のような離れた場所に住んでいる場合でも2人という扱いなのでしょうか。
事務局	議案書には世帯内で耕作できるような年齢の人数を記載しております。今回のような離れたところの方については実質的には0人ということにはなると思いますが一応2人ということで記載させていただきました。解釈の問題にもなると思いますが、0人ということで認識していただいて大丈夫です。
議長	他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員

	の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第3号非農地証明の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第3号について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
畦池委員	申請人は大石地区の方となります。申請地について、写真の右のほうに砂防が写っておりますが、昔災害で土石流が流れてきた土地となっております、写真の手前の土地については当時農地に戻しておりますが、申請地についてはそのままとなっており、現在は農地として利用するのは困難な状況にあります。 非農地ということで問題ないかと思いますのでご審議のほどよろしく願います。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第1回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____